

文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会

第35回議事録

文京区男女協働子育て支援部保育課

第35回 文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会
会議次第

日時：平成27年12月7日（月） 19:00～19:57

場所：地域振興会議室（シビックセンター12階）

- 1 さしがや保育園アスベスト親子ミーティング開催結果について
- 2 文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱について
- 3 心理相談・健康リスク相談等について
- 4 胸部X線写真の読影・保管事業の実施結果について
- 5 アスベスト文献の購入について
- 6 専門委員会ニュースの発行について
- 7 来年度委員の改選について
- 8 その他

○岡委員長 それでは、第35回「文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会」、本年2回目の専門委員会を開催させていただきます。

最初に、委員の出欠状況と配付資料について、事務局から御説明をいただきます。

○新名保育課長 保育課長の新名と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

初めに、委員の出欠の状況です。まず、太田委員、塩見委員から欠席の連絡をいただいております。東委員が遅参ということで連絡をいただいております。幹事等については全員出席ということでございます。

続きまして、配付資料の確認をお願いいたします。まず、次第。資料第4号は親子ミーティングの開催結果についてです。資料第5号と資料第5-2ということで、健康対策の実施要綱と基本となる考え方という資料になります。続いて、資料第6号が心理相談・健康リスク相談等について、資料第7号が胸部X線写真の読影・保管事業の実施結果について、資料第8号がアスベスト関連書籍購入一覧についてという資料になります。不足等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。事務局からは以上です。

○岡委員長 ありがとうございます。それでは、次第の1、さしがや保育園アスベスト親子ミーティング開催結果です。これを事務局から御報告いただきます。

○新名保育課長 それでは、資料第4号をご覧ください。親子ミーティングの開催結果についてということで、こちらにつきましては、前回の専門委員会でも御紹介いたしましたけれども、当時の園児が全て高校生以上の年齢になってきたということで、アスベストについて保護者だけではなくて、当事者である子供たちにもより深く理解していただくためのきっかけにさせていただきたいということで、今回、ここに書いてあるような形でアスベストの親子ミーティングを実施しております。

実施が8月22日の土曜日の17時から18時30分ということで、こちらのシビックセンター4回のシルバーホールで実施しております。

参加者につきましては、岡委員長、名取委員、永倉委員のほか、事務局と子供が3名、保護者が7名ということで、計10名の方に御参加いただいております。保護者委員の今井委員、飯田委員については、保護者という形でカウントさせていただいております。

3番の実施内容につきましては、大きく1部と2部という形で、まず1部につきましては、名取委員、永倉委員から、それぞれパワーポイントを使っていただいて、名取委員からアスベストとは何かということについて、具体例をもとに御解説をいただきました。

続いて、永倉委員からは、東日本大震災の復旧作業のお話を中心にお話をいただいております。いずれも基本的に高校生でも理解できるようにという形で、非常にわかりやすい御説明をしていただきました。

第2部については、自由歓談という形で、あまりお子さんが緊張しないよう、お菓子を食べながら、非常に和やかな雰囲気の中で、お子さんとの質疑応答を中心に行いました。

4番がアンケート結果についてということで、参加者は少ない状況ではありましたが、全体的によかったという御意見をいただいております。

その一方で、我々としても事前にアンケートをとって20名ぐらいは参加いただけるだろうということでしたので、準備いたしました。準備はしましたが、ちょっと会場が大き過ぎた。あと、思ったより参加者が少なかったという御意見をいただいております。

5番のところで、今後の課題になりますけれども、今申し上げた人数が思ったより参加をいただけなかったということではあります。こういったお子さんに当事者として興味を持っていただくきっかけとしては、ひとつよかったのかと思いますけれども、来年度以降どのような形で周知をするか。また、こういった形で実施をしていくかということが今後の課題になろうかと思っております。

説明は以上です。

○岡委員長 ありがとうございます。ただいまの御報告について、何か御意見ございませんでしょうか。

十分に準備をしていただいて、周知もしていただいたのですけれども、残念ながら当日は少ない参加者ではありましたけれども、参加された方には満足をしていただいたということだろうと思います。

ただ、開催日の設定が難しいだろうと思いますが、このあたりはいかがでしょう。今井さん、何か御感想ありますか。

○今井委員 高校生はまだ部活とかがあったり、うちの息子の学年は浪人だから来にくかったという話も聞いたので、そういう面も少しあったのかなという。

○岡委員長 開催の時期はあの時期がよろしいのでしょうかね。

○今井委員 アンケートでそうだったので、あの時期にやっていただいたのだろうなと思うのですが。

○岡委員長 事務局も相当な努力をして設定をしていただいておりますから、できれば多くの方においでいただくのがいいと思うので、例えば往復はがきを出して、余り少ないということが最初からわかっている場合には、開催日を変更してもいいのかなと思いますけれども、いかがでしょう。

○名取委員 最初の試みなので、とにかく日本で初めてやったわけですから、試行錯誤してやっていくしかないというところかと思えます。逆に私が感じたのは、以前私、パワーポイントとかで実際に起きた事故自体を見せたり、病気のことははっきりと伝えたら、逆にそれが比較的心里的な負担になったというお話を聞いたことがあるので、今回、かなりさしがや保育園で起きたことはわざと写真を出さずに、違うところの写真でこのようなことが起きたんだよという説明にさせていただきましたが、自由歓談のところ、本当のことを知りたいので来たんだとお二人の子供さんから言われまして、逆に言うと、ここまで来る方というのは事実を知りたくて覚悟して来ているわけですから、曖昧にはいけないのだなということを感じました。一定の心理的配慮をしながらも、ここまで来る方は来るし、何となくわかっているのだけれども、ちょっと怖いなという方は逆に来ないという選択をされているのではないかなということを感じましたので、そこら辺のふり幅を色々

な形でやってはアンケートをとりということを繰り返して、やっていくしかないのかなという印象を持ちました。毎年1回は色々と工夫しながらやっていって、これ自体がどうなるのかということ自体が、逆に言うと、ほかの自治体であったり、日本全体のためにもなる初めての試みをしているということではないかと思いました。

あと、逆にこちらの今後の説明してもらいたい内容にもあるのですけれども、区の取り組みとか協定とか、専門委員会というところについて何をするのかという要綱を含めて、その説明を我々は全く想定していなかったのも、今回全然それがなかったのです。今後の開催時には、区の方からも専門委員会というものはこういうものですか、要綱というのはこう決まっていますよとか、協定というものがありますよとか、そういう御説明をして、3部構成ぐらいにされたほうがいい。アンケートを見て、そういう説明を求めている方が多いのだなということを感じました。

○岡委員長 ありがとうございます。

○今井委員 来年もやるんですねと言われたので、はいと言ってしまったので、やっていただけたらと。

○岡委員長 ぜひ継続していただきたいと思っておりますので、引き続きお願いをしたいと思えます。もう少し参加者がいれば、それなりに楽しかったろうという感想も持ちますので、時期ですとか、先ほど申し上げたような出欠の意思を確認するとかということも、もしかすると加えていただいた方がよろしいのかなという気はいたしました。

○永倉委員 続けていけば、口コミで広がったり、誘い合っていたり、そういう広がりがあるのではないかと気がしますね。

○岡委員長 いずれにしても、続けていくということは多分皆さん同じお気持ちだろうと思えますので、その方向で進めていっていただきたいと思えます。その他何か追加ございますでしょうか。

名取先生がおっしゃったように、区からのイントロダクションというのか、説明も加えていただくというのは、御検討いただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

それでは、次第の2についてよろしゅうございますか。文京区さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱、今、名取先生からお話があった件だろうと思えます。御説明をお願いいたします。

○新名保育課長 それでは、お手元の資料第5号、健康対策の実施要綱。あと、5-2号という実施要綱の基本となる考え方。これをあわせてご覧いただければと思えます。

基本的に専門委員会等で行っている健康対策については、こちらが根拠という形になっておりますけれども、まず、具体的な事業としましては、3条以降に規定があります。

第3条のところで、健康管理台帳という形で区が健康対策の対象者について、常にこの台帳をもって把握していくという中身になっています。

第4条のところで、健康管理手帳という形で、こちらについては既に御希望の方については配布しておりますけれども、今後も申請があった場合については区から速やかに対応

するという中身になっています。

続いて、第5条です。こちらが健康相談ということで、この後、次第3で心理相談・健康リスク相談という形で報告いたしますけれども、こちらにつきましては、引き続き行っていくという形になっております。

第6条の部分になりますけれども、こちらはホームページによる情報提供です。次第の6で御案内しますが、毎年専門委員会のニュースという形で作成し、配布しており、こちらについてもホームページで公表しているという内容になります。

あと、第8条のところに健康診断という形で全ての児童が成人を迎える平成31年以降について、こちらの専門委員会が推奨する健康診断を実施していくこととしております。今後、この具体的な内容について、この専門委員会の場で御意見をいただきながら決めていくという流れになります。

あと、第9条のところで、その他の健康対策ということでもありますけれども、この後の次第4で御紹介しますけれども、今、具体的に行っている内容が胸部X線写真の読影・保管事業ということで、こちらが根拠となっております。

第10条以降、費用の負担ですとか、その他判定基準、12条のところに建築物のアスベストの対策といったことも含めて、総合的に区として今、実施要綱をもっていろいろな対策を行っているという状況です。

簡単ですが、説明は以上です。

○岡委員長 ありがとうございます。御質問ございますでしょうか。

○名取委員 質問ではないのですが、確認ですが、ここの部分を今回児童の方が聞かれてきているということがございます。簡単に言うと、いつから私たちは健康診断を受けさせてもらえるのでしょうかという御質問があって、それは文京区独自の政策ですから、平成31年ぐらいからこの専門委員会が推奨する健康診断を実施しますし、その費用は全部文京区の負担でございますから、文京区独自の制度だということですか。

2点目です。第10条ですが、この費用負担で全てのものは文京区のほうで持つのですということでありまして、国の制度とは異なるということです。ですから、対象者に中皮腫である、もしくは肺がんですとか、良性石綿胸水とかアスベストによる発症がある場合、この専門委員会が判定するということでございますので、環境再生保全機構とか、そういうものとは関係ないという形の実施要綱になっております。その点で言うと、国が補償しているレベルと比べるとかなり高いレベルを自治体の要綱という形で決めているけれども、要綱というのは基本的に事務の部分ですので、後で変えることは可能なのですが、さらに保護者の方は別途協定を結ばれていて、それを区が仮に変えるときは、保護者との間の契約関係で違反ということになってしまうので、そう簡単には変えられない中身だという形で作られている。そういう理解でよろしいですか。

○新名保育課長 そうです。

○名取委員 ですから、国のレベルではなくて、文京区でこういうことが起きたというこ

とがあつて、かなり高い専門性を持った委員会と実施要綱がつくられていて、それで決まる中で我々は全て動いているということの説明をもっと詳しくしてくれないと困るという御意見がありましたので、そこら辺の取組もしくはこれは要綱ですけれども、協定というものもそれぞれの御家庭で皆さんが結ばれていますので、これらの説明を来年度以降、区から是非していただきたいという御意見が出ていたということで、その紹介を改めてさせていただきます。以上です。

○岡委員長 ありがとうございます。確かに御指摘のとおりだと思います。

○今井委員 もしかしたら、そろそろ子供たち自身が協定を結びたいという話が出てくるかなとは。大分大人になっていて、保護者が結んだのですけれども、本人が結びたいというケースがあるのかと思うので、その辺今すぐではないですが、区としてどのように対応されるのかということも決めていただけたらと思います。

そういう説明もしますよと周知すれば、もう少し関心を持って来年とかは参加者が多いかもしれないですね。

○岡委員長 今井さんがおっしゃったことは、今すぐには起こらないことかもしれませんが、御両親がいなくなるとか、協定を結ばれた方がいなくなるということも将来は当然あるわけで、そうすると、御本人だけが残るとことは当然起こってきますから、すぐに対策をしなくてもいいのかもしれませんが、御本人にそういう協定があつて、実は御両親がそれを結んでおられたが、どうなさいますかということは、徐々に聞いていく必要があるかもしれません。その準備はしておく必要があるのかもしれないと思います。

○今井委員 保護者が結んだかどうか本人が知らないかもしれないので。

○岡委員長 そうですね。その説明をしておくことが必要になるかもしれません。

○今井委員 保護者が結ばなかったけれども、自分は結びたいのだというケースもあるかもしれない。

○岡委員長 そういう場合がありますか。

○今井委員 わからないですけどもね。

○名取委員 保護者の方は望まないけれども、本人が望むといった場合も出てきますよね。

○岡委員長 もちろん締結状況について、事務局は承知はしていらっしゃるわけですね。

○新名保育課長 この後の資料第6号のところに協定の締結状況というものがございます。

○岡委員長 では、それは後ほど。この件に関してはいかがでしょうか。

○永倉委員 成人に近づいた園児たち本人にこういう情報があるのだということをお知らせしておかないと、そもそもそういうことが成立しなくなってしまうので、それをお知らせする機会を複数のルートで持ったほうがいいだろうと思います。親子ミーティングだけではなくて、そのほかにもそういうお知らせするルートを持ったほうがいいと思います。

○岡委員長 この情報のどの程度が例えばホームページなどを参照すると読み取れるかということと、このような実施要綱、あるいはその次の5-2の資料などを御本人に配付

するチャンスがあるのかということはいかがでしょうか。

○**新名保育課長** 5-2の考え方というところまではホームページには載っていないのですが、基本的な情報は全てホームページでご覧になれます。先ほど言われたように、改めてこういうものがありますよと、何らかの形で親子ミーティングだけではなくて、お子さんに知らせるのが必要かなと確かに思います。

○**永倉委員** 国の制度とも違うのだというところがはっきり読み取れるようにしておかないと、誤解を招くでしょうし、本来受けられるべきサービスを受けられなくなるという可能性がありますから、そこをどうにかしてお知らせしていかないといけないのだろうと思います。

○**岡委員長** 飯田委員どうぞ。

○**飯田委員** 今の内容とは違うのですが、この要綱の中の12条の建築物のアスベスト対策という部分で、今、春日地区再開発ということで、ビルを大規模にかなりの数を壊そうとしているのですが、表示がほとんど「アスベストあり」という表示がなれされていて、あと、白山の先のほうの朝鮮会館とか、あそこも今、取り壊しをしようとしていて「アスベストあり」とあります。結構今、文京区内のこの近辺で取り壊そうとしているビルが「アスベストあり」という表示がなされておりますので、ぜひこれは区の方に、12条でもこのようにうたっているように、アスベストの飛散とかそういったところについての対策であり、間違いがないように、規模もかなり大きいようですので、やっていっていただきたいということをお願いしたいと思います。以上でございます。

○**岡委員長** 御担当の方はいらっしゃいますか。

○**澤井施設管理課長** さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱の第12条は、建築物のアスベスト対策について定めており、前半が区有建築物、後半が区有建築物を除く建築物一般を対象としております。

今、お話があったのは、後半の部分にかかわる民間建築物についてのことと思います。現在は、法律や条令の整備が進んでおり、建築物の解体に当たっては、アスベストの有無の表示が義務づけられております。吹き付けアスベストだけでなく、天井や壁などに使うボード類に含有しているものについても表示が義務付けられたことから、お目に留まることが多くなっていると思われれます。

第12条の後半部分の取り扱いについては、まず都市計画部において、建築確認等の申請があった際に、アスベスト撤去について飛散防止対策を行うよう指導するとともに、資源環境部において、建築物の解体の届出があった際に、アスベストの有無の表示や撤去について指導することとしています。

区有建築物については、さしがや保育園の問題が起きたときに、皆様方とご協議の上、第12条の前半に厳しいアスベスト撤去の規定を設けさせていただきましたが、現在は、民間建築物についても法律等で厳しい規定が定められ、届出と共に適切な処分が義務付けられているところ です。

お話のように、アスベスト有無の表示がお目に留まるということは、義務付けの中で、きちんと届出がなされ、表示されているとご理解いただいてもよいと思います。

○柳下環境政策課長 つけ加えさせていただきます。環境政策課長でございます。区有ではなくて、いわゆる民間の方が解体工事等を行う場合に、法令にも基づくのですけれども、文京区では「文京区建築物の解体工事の事前周知等に関する指導要綱」というものできちんとアスベストがあるなしを届け出て、それについては、調査をした上でどういう状況かということを表示していただくことにしております。また、我々職員もそれにおぼしきもの、つまり鉄骨系ですとか、吹きつけのあるようなものについては実際に伺わせていただいて、調査させていただくことで、必要な場合は適切な工事形態をとるよう、きちんと指導しておるところでございますし、今後ともそれについては意を尽くしてまいりたいと思っております。

○岡委員長 ありがとうございます。名取委員どうぞ。

○名取委員 数年前だったと思うのですけれども、国のほうでも国土交通省が石綿含有建材調査者という制度を始めて、かなり専門家を育て始めているわけです。それをぜひ活用していただきたいということはこちらの委員会でも申し上げましたし、職員向けの講習等も一度させていただきました。

やはり先進的にそういう問題に取り組んでいる自治体の場合、職員の方がそういう調査者資格をおとりになって、より対策を充実させている自治体が増え始めておりますので、文京区も来年度以降ぐらい、大気であるとか建築部局、そういう方は石綿含有建材調査者をおとりになって、大防法ではもしも何かあるときには立ち入り権限を持っているわけですから、中に入っただけのチェックということも当然できるわけですし、そういうことをしていくということが、まさにこういう対策につながっていくので、そこら辺はぜひもう一歩進んだことをしていただいて、さしがや保育園で石綿を吸った上でまたほかの民間でちょっと吸入ということがないように、ぜひ御検討いただきたいと思います。

○岡委員長 ありがとうございます。この事故が起こって以降に色々と法律ができてきたということがございますので、ここで扱うというよりも、各々の専門の部署でお扱いになるということが増えてきたのだらうと思います。今、御報告があったように、適切にそれは進めていращやるといことなので、今後とも注意して進めていただきたいと思えます。

それから、名取先生から御指摘のあったように関心を持っていくということが非常に重要ですし、深く学べばそれだけいろいろな知恵も出るということもありますので、できるだけ区としても積極的に今後とも取り組んでいただきたいと思えます。

この要綱をつくった時期にこの建築物のアスベスト対策が入っているというのは非常に先進的なことでは素晴らしいと思うのですけれども、多分この委員会が主として扱う内容ではなくてきて、ほかの部署でお扱いになる内容になってきているのだらうと思えますが、引き続きこの中にもうたってありますので、私たちも関心を持っていきたいと思っております。

おります。

○永倉委員 建物のアスベスト対策については、文京区さんは横断的なアスベスト対策委員会みたいなものはお持ちでしたか。そういった会合はお持ちではなかったですか。

○柳下環境政策課長 アスベスト対策委員会みたいなものは、建物についての部分では持っていないです。

○永倉委員 自治体によってはあるところがあるのですけれども、それは情報の共有をすることで、建築部局のリサイクル法の届け出の情報が環境対策課のほうにスムーズに流れるとか、労働基準監督署に届け出があったときに、それが間接的に情報が提供されるとか、神戸とか尼崎とかではやっている手法なのです。大気汚染防止法というのはレベル1とレベル2が主に対象なので、それ以外のレベル3については、そういうところから拾っていかないと漏れてしまうケースが時々あって、レベル3についても結構粉じんが出るということは確認されていますので、その辺のカバーということで、課同士の横の連携ということは非常に重要ではないかと思うのです。そういうことにこの委員会とか委員会の提言が使われていけば、より安全性が高まると思いますので、是非取り組んでいただければと思います。

○柳下環境政策課長 今、横の連携ということをおっしゃっていただいたのですけれども、中央労働基準監督署とかであれば、私どももアスベストのある建築物等の部分については情報提供をしておりますので、そういうところの横のつながりはございます。ただ、委員会みたいなものはまだつくってはいないです。

○永倉委員 いろいろな事例を私たちは見てきているのですけれども、意図的にアスベストを隠すような業者も中にはあって、そうすると、立ち入り調査をしたときには立ち入り調査をした行政の担当が見えないようなところにアスベストがあったり、そういうことが実際的に意図的にされているようなケースがあって、解体工事費用何千万とか、1億円以上のものを浮かせたりというケースが実際にあるので、そこをきちんと見きわめるといって意味で名取先生がおっしゃったような調査者制度できちんと見る目を持った調査者が非常に重要だということになると思うのです。

○名取委員 特に第12条のオです。建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、こちらは基本的にレベル3と言われるボード類、石綿含有建材のボードです。それもチェックしているわけですが、そのチェックの能力はかなり能力のある方とない方がたくさんいらっしゃるわけで、そこら辺は精度を上げるためには、オの建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の届け出部局と大気汚染防止法の部局連携をしている自治体はもうして、自治体内に連携部局があると自治体の方がチェックには入るわけです。そういうことは川崎市とか色々なところでやられていますので。

○永倉委員 行政によって大分取り組みの温度差があるということが事実なのです。その業者さん自体が自治体の温度差をよく知っていて、この自治体はこのぐらいの仕事ができる。この自治体はこのぐらい手が抜けるということをよく知っているのです。知った上で

工事をやっている傾向があるので、それは見えますので、ぜひ文京区は最新のことをやっているのだということお見せいただいたほうが、抑止力といいますか、そういうことになると思います。

○岡委員長 大事な御提案だと思います。是非取り組みをしていただきたいと思います。解体でなくても、御存じのように阪神・淡路大震災のときのように大量に飛散してしまうということは起こってまいりますので、そういうときに迅速に対応するためにも、横のつながりがあるということは非常に重要なことだろうと思いますので、ぜひ御検討いただいて、早期に実施していただければと思っております。

実際に文京区内は結構歴史的に古いところがありますから、かなり使われている可能性がありますね。

○永倉委員 東京オリンピックを目指して改修・改築工事、新築工事が増えているという状況ですから、その際に解体費用を安くあげるといふ力が働いてしまって、そこで飛散事故がふえているという傾向にどうもあるようなので、ぜひそれは注意していただきたいと思います。

○岡委員長 わかりました。ありがとうございます。そのほかどなたか御追加ございますでしょうか。

○今井委員 そういう情報をぜひ保護者や本人たちに伝えていただいて、そうでないと、看板を見て飯田さんがおっしゃったようにアスベストがあるのだとなったときに、私たちは直接区に電話するとかやっていましたけれども、子供たちはどうしたらいいかわからないかもしれないですし、今、関心を持っている人たちにきちんと情報が伝わるような仕組みをつくっていただきたいと思います。

○岡委員長 大事なことだと思います。どういう伝え方があるのか検討していただいたほうがいいと思いますけれども、先ほど御説明があったように、掲示があるのは非常にいいことであって、法律が整備されてきた結果そういうことが表示されるようになってきたということです。永倉委員がおっしゃるように、意図的に隠しているということになれば見つけられないということになりますので、その辺の事情まで御説明するのかどうかとか、どんな情報をお伝えすれば一番いいのかということについては、御意見をいただいて、事務局と相談して伝える方法を考えてみたいと思います。ありがとうございます。どなたかほかに御追加ございますか。

よろしければ、先へ進めます。

次第3、心理相談・健康リスク相談について、事務局から御説明をいただきます。お願いします。

○新名保育課長 それでは、資料第6号、心理相談・健康リスク相談等についてという資料をご覧ください。

まず、1番の心理相談・健康リスク相談につきましては、今年11月28日に開催の予定ということであったのですが、申込者がゼロということでしたので、(1)の園児・

保護者向けの相談、職員向けの相談につきましても、いずれも今回はゼロだったという形になります。

2番の健康手帳の配布状況、3番の協定の締結の状況については、前回と変更なしという形になっています。

先ほど話題になりました3番の協定の締結の状況ですけれども、こちらについて、平成19年、2007年から協定の締結という形になっていますが、今のところそちらに書いてある対象が全部で108人のうち、86人となっています。現段階ではいずれも保護者の方という形になっています。説明は以上です。

○岡委員長 ありがとうございます。この件に関していかがでしょうか。まず、心理相談・健康リスク相談ですけれども、今年度はまだ開かれていない。もう一回チャンスがあるようだけれども。

○新名保育課長 3月にもう一回やる予定になっています。

○岡委員長 窓口は開いておくという観点から、おいでにならなくても計画はするという事で、続けていただきたいと思っております。

先ほどの協定の件ですけれども、108人のうち86人は保護者の方ということでありましてけれども、こういう状況なんですね。この件に関しては、毎年協定をお結びになりますかと伺うということは特にしていないわけですね。

○新名保育課長 随時はやっていないです。

○岡委員長 それはそうだと思いますけれども、先ほどの今井委員からの御指摘もありましたように、御本人が希望なさるということもありますから、こういうことについても周知をするというチャンスはあったほうがいいかもしれませんね。来年度、是非一度それはお考えいただいて、どのような形でどのタイミングでどの方ということを御判断いただいて、周知をしていただくということは是非お願いしたいと思います。

そのときに、御本人が区と協定を結びたいという場合にそういうことは可能であるとすれば、それも情報の中に入れていただく。まず、可能かどうかということもお調べいただくことが必要かもしれません。成人すれば、単純に考えればよろしいのかと思います。

○名取委員 この親子ミーティングを確実に開催しながら、その中で是非要綱とか協定のお話を試しにしてみても、子供さんたちの代にどう受けとめられるかという感触を得ながら、その次のステップとして説明会を開催していくという段取りも含めて御検討いただければと思います。

○岡委員長 急速に発症する疾病ではありませんので、仮に発症するとしても十分な時間があると思いますので、時間をかけてやっていただきたいと思っております。この件、いかがでしょうか。特に御追加がありますでしょうか。それでは、先に進めさせていただきます。

胸部X線写真の読影・保管事業について、事務局から御説明をいただきます。

○新名保育課長 続いて、資料第7号、胸部X線写真の読影・保管事業の実施結果についてという資料をご覧ください。

こちらにつきましては、昨年度までは当時の園児が高校入学のとき撮影するX線写真について、こちらのほうに送っていただいて、それを読影・保管するという形で行っていましたが、今年度からは希望する方全員について行うという形になっております。

事業の経過にありますけれども、提出があったのが4名の方ということで、10月14日に3名の先生に読影をしていただきました。その結果について、10月16日、こちらのほうから文書で送付しています。

2番の実施結果がありますけれども、結果についてはいずれも異常なしとなっております。このうち、助成金の対象になった方が3件です。説明は以上です。

○岡委員長 ありがとうございます。この件につきまして、御意見、御質問はありますか。

これも少ない申請ではありますが、こういうことができるということを周知して、続けていただくことが大事なのだらうと思います。むしろこれからの方がだんだんに写真に写る。

○名取委員 この読影の保管事業というのは、前のものとしての保管をするという意味でございますので、今後についての比較のためのレントゲン収集という意味がありましたので、今後は先生が言われたように平成31年以降、実際の健診はどうしていくのかという問題が出てくるのかと思います。そこで是非検討していただければと思います。

○岡委員長 これはすごいことだと思うのです。場合によれば最初から写真が残っているというのは、なかなかないことのように思いますので、今後とも是非お進めいただきたいと思います。ほかによろしゅうございましょうか。

そうしましたら、先へ進めます。5番です。アスベスト文献の購入について。これも事務局から御説明をいただきます。

○新名保育課長 では、資料第8号をご覧ください。こちらにアスベスト関連書籍購入一覧とありますけれども、これは私どもの真砂中央図書館というところにアスベストによる健康障害を考えるコーナーがありまして、そちらに置いてある書籍です。

この中で、さらにこういう本がというものがあれば、ぜひ先生方に御推薦をいただければと思います。もし、この場でなければ、また順次教えていただく形でも結構かと思えます。

○岡委員長 いかがでしょうか。御推薦があれば事務局のほうにお申し出いただくということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、6番目、専門委員会ニュースの発行について、事務局から御説明をいただきます。

○新名保育課長 こちらは特に資料はありませんけれども、毎年専門委員会ニュースという形で発行しておりますけれども、今年度は1月頃の発行を予定しております。

今、発行する記事の内容として、こちらが想定しているのが、先ほどありました親子ミーティングの開催結果と、毎掲載している健康リスク相談等の御案内。あと、胸部X線写真の読影・保管事業の御案内というものを掲載する予定になっておりますけれども、これ

以外でもトピックになるようなものがあれば、御意見をいただきたいと思います。

また、先生方に何らかの記事という形で御寄稿いただけると助かるかなと思います。

今のところ、発行は1月ということなので、理想は年内または年明け早々にいただけると助かります。

○岡委員長 ありがとうございます。何か記事はございますか。

○永倉委員 余り参考になるかどうかわかりませんが、今年の5月に全国の教育委員会宛てにアンケート調査をやって、そこで各教育委員会がどのようなアスベスト調査をやっているかという実態調査をやった記録がありますので、簡単にまとめたものを御紹介できればいいかなと思いますので、それを。

○新名保育課長 ありがとうございます。

○永倉委員 年内ぐらいの原稿でよろしいですか。字数というか、簡単なものでもいいですね。

○事務局 後ほど委員に御連絡をさせていただきます。

○岡委員長 ありがとうございます。それでは、この件はよろしゅうございましょうか。もし何か案があれば事務局のほうに御連絡くださればと思います。

それでは、7番目にまいります。来年度委員の改選ということですが、この件についてどうぞよろしくお願いします。

○新名保育課長 こちらの専門委員会の設置要綱という規定がありますが、その中で委員の任期が2年で、1回限り再任可能という形になっております。

今年度につきまして、岡委員長、名取委員、黒田委員、飯田委員、今井委員がこれまで2期お務めいただいておりますので、それぞれ来年度については後任の方を是非御推薦いただければと思います。

あと、太田委員、東委員、塩見委員、水流委員、永倉委員につきましては、御了承いただければ引き続き再任という形でお願いしたいと思っております。

○岡委員長 ありがとうございます。これはまさに事務的なことですから、そのように進めてまいりたいと思います。いつぐらいまでに後任の方の御推薦を差し上げればよろしいのでしょうか。

○事務局 3月に今年度最後の専門委員会を開催させていただきたいと考えておりまして、その場で次期委員については手続を進めさせていただきたいと思っておりますので、1月ぐらいまでにはいただければ大変ありがたいです。

○岡委員長 1月末と考えてよろしいですか。

○事務局 はい。

○岡委員長 わかりました。では、その方向でまいりましょう。

○名取委員 今、ある程度のことでお伝えしてよいのであれば、私の場合は一応医師ということで、前は所長の平野という者と私が委員を交代していたのですが、今度、後任に毛利一平という医師が着任しております。もともと労働科学研究所とか、疫学のほ

うをしていた、臨床もするしそちらもやっているという医師が着任しましたので、私の後任は毛利一平でお願いしたいと考えております。

○岡委員長 ありがとうございます。

○今井委員 私は、前にやっていた長松さんが傍聴に来てくださっていますが、引き継ぎで来ていただいているのですけれども、お願いをしたいと思っています。

○岡委員長 では、この件はまたメール等でお知らせをいただいて、そのときに御推薦をするということにいたしたいと思います。

現在、お務めの委員で次期の継続の委員については、特段の事由がない場合にはぜひお続けいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これで一応事務局の御用意くださった議事は全て終了いたしましたけれども、これまでのことも含めて何か追加あるいは御質問はございましたら。

○永倉委員 1つよろしいですか。お子さんたちが大きくなって、高校生、大学生になって、東日本大震災の被災地の調査をずっと続けてきたのですけれども、ボランティアの人たちが相当被災地に入り込んで、十分な防じん対策がされていないままに最前線で瓦れきの撤去とかの手伝いをしていたという光景とかを見てきて、そういうことについて子供たちにも親子ミーティングで知らせていけばいいのだろうと思うのですけれども、なかなか皆さんに伝えるというツールにまだなっていないと思うので、そういったことを伝えられるようなことをそろそろしていてもいい年ごろに皆さん入ってきているのかと思うのです。そういうことをお考えいただければと思います。

○岡委員長 ありがとうございます。私、今の話はちょっと意外でして、阪神・淡路大震災で学んで、今度の東日本のとき、その対策がかなり進んでいたと伺っていましたし、事実、マスクも配っていらっしやっている様子も見ていたのですけれども、実際にはそうでもない。

○永倉委員 そうでもなかったです。防じんマスクそのものが自衛隊と警察には大分普及したのですけれども、労働者、ボランティアにはかなり遅れて入ってきましたから、初期の段階の粉じんがかなり出ていた時期のボランティアの人たちはほとんどしていなかった状況でした。そのあたりは、どうしても在庫がなかなか均等に行き渡らない。国がまず買い取ってしまうということから始まりますので、そういうところについて防衛をする、自分で守るという情報をきちんとお伝えする必要があると思います。

○岡委員長 そうですか。ちょっと意外でしたね。今度は随分対策が進んだのではないかと想定したのですけれども、わかりました。これは情報としてお伝えするということで。

○永倉委員 ボランティア活動は年頃になっていくとどうしてもやっていくことになると思いますし、やる必要もあると思います。そういうときに、自分の身を守る体制をきちんととるということを伝えていく必要があるかと思います。

○岡委員長 それはどのようにすればいいのか。確かにそういう意味では、ニュースのようなところにコラムで載せておくというのも悪くはないかなという気がいたします。永倉

委員、そのあたりもし御尽力いただけるのであれば、ちょっとコラムを書いていただくというのも。

○永倉委員 わかりました。これはいつごろまでですか。

○岡委員長 来年でもいいのかもしれませんが。

○永倉委員 緊急にということではないと思います。繰り返し伝えていかないと、1回切りでは。

○岡委員長 1回切りではだめですね。

○東委員 ボランティアというのは自主的に集まってくるボランティアですか。

○永倉委員 両方ありました。さまざまでした。

○東委員 行政とか色々なところで集めているボランティアもありますし。

○永倉委員 社会福祉協議会で集められた人たちもマスクはしていなかったです。そちらほうが多かったです。

○名取委員 労働者もまだしていませんよ。実際に建築現場で働いている労働者全てが100%防じんマスクできちんとやっているかというのと、簡易マスクで日ごろ作業している方がまだ多いわけですから、当然そこで震災というものが起きて、その方々が解体作業に入ってしまったときには、そこまでは急にいかないのが現状なので、まだまだそういう点をレベルアップしていかないといけないのが日本の現状ということだと思います。そういうことを一步一步やっていかないといけないのかと思います。

○岡委員長 ありがとうございます。大体今日審議すべきことは終わりましたけれども、何かほかに御追加のことはありますでしょうか。

○名取委員 1点だけ、いますぐ決めることではありませんが、大局的に見てまいりますと、平成31年ぐらいになると健康診断をしていかななくてはいけない時期に入りますので、次の2年ぐらいにすぐ何か起きるとは思いませんが、次の次ぐらいになると健康対策のことを考えなくてはいけなくなってしまうという時期が残念ながら来てしまいます。

そうなってくると、働いていらっしゃる方の御負担とか、そういうことが起きてきてしまっていて、これらの問題は医療関係者の問題というよりも法律関係者とか、そういう方々にお任せすることが適切な部分があるように思うのです。例えば自賠責ですけれども、何かの事故があって、その分で仕事を休まなくてはいけないときにどのぐらいの負担をそもそもすべきかなどというのは、自賠責的な考え方に近いことになってきて、それは今までほかの自治体では余り経験していないことになってきますので、いずれは委員の中に法律関係者を入れて、保護者の推薦されるような法律関係者と区で推薦される法律関係者が入りながら、余り対立的にならないできちんと話し合っ、て、妥当な線を検討していくということも必要な時期がいずれは来るということも、そろそろ頭の中に入れて、委員会が順調に発展していくことを考えていきたいと思いますので、来年の話ではございませんが、そういうこともどこか頭の片隅にとめて運営をしていただければと思っております。よろし

くお願いいたします。

○岡委員長 ありがとうございます。今のお話に多少関連するのは、例えば健康対策、どんなことをしていくのかとか、具体的な項目立てもしていかなければなりませんでしょうし、不幸にして対象疾病が発症したときの判定をどうするか。これは労災あるいは中央環境審議会の石綿部会でのいろいろな判定のものがございますから、それを参照すればいいということはあるかもしれませんが、実際の判定となると、それなりにスキルを持った人でないと判定できないということが起こりますので、これもかなり先のこととは思いますが、この委員会とは別に今おっしゃったような法律の専門家でありますとか、あるいはこれまで疾病疾患を判定していた方を別の委員会をつくっておくということが必要になるかもしれません。

これはそのときになって慌ててつくるのはなかなか大変なので、念頭に置いてお進めいただけるとありがたいと思います。

そのほか、何かここで話しておくべきことはありますでしょうか。特になければ、これで会議は終了させていただきたいと思います。

○新名保育課長 事務局から。先ほど申し上げたとおり、今年度の第2回目の心理相談・健康相談を3月に予定していますけれども、その担当の先生をできれば決めていただければと思います。

○岡委員長 この間水流先生と私でしたね。流れましたから、私どもでやるということでもよろしいですか。

(「はい」と声あり)

○岡委員長 では、水流先生、どうぞよろしくお願いいたします。

○新名保育課長 もう一つ、専門委員会、次回3月に予定しているのですが、できれば日程調整をしていただけると。

○岡委員長 今、できますか。予定がおわかりになりますでしょうか。大体月曜日でしたか。

○新名保育課長 曜日は特にこだわっていません。東先生がこちらにいらっしゃるときに調整できれば。

○岡委員長 そこに合わせられれば一番。

○東委員 まだ予定がこれから入るので。もう決めていただいてよろしいかと思えます。

○岡委員長 そうしたら、また表を送っていただいてやりましょう。

○東委員 決めていただいても構いませんが、後日にしますか。

○岡委員長 そうしましょう。事務局のほうからはよろしいですか。最後に何か御追加ありますか。なければ、これで終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。